

四條畷市財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務 プロポーザル方式実施要領

1 目的

本市で現在導入している財務会計システムは、平成26年度より運用するものであり、令和6年3月をもって契約期間が終了する。この度、最新環境への対応と業務改善による総体的な運用コストの削減を推進するため、財務会計システム（以下、「新システム」という。）の再構築を行う。

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 事業名称

四條畷市財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務

(2) 業務内容

別紙「財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務仕様書」のとおり

(3) 提案上限金額

総額 77,370,000 円（税抜き）

※システム導入構築に係る業務（データ移行、設計、構築、操作研修等）、及びシステム利用料（システム本稼働以降に生じる一切の費用）

※個別カスタマイズが必要な場合は、カスタマイズに係る費用も含むこと。

(4) 契約方法及び支払方法

公募型プロポーザルにより選定した受託候補者と本市との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により、以下のとおり契約を締結する。

①システム導入構築に係る業務

【契約期間】 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

※令和5年3月締結予定

業務完了後、契約金額を一括で支払う。（令和5年度予算により執行）

②システム利用料

【契約期間】 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

※令和5年3月締結予定

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの期間において、契約金額を60で除した金額をシステム賃貸借料として毎月支払う。端数金額の調整は、別途協議の上決定する。また、提案者が指定するリース業者によって本契約を締結しようとする場合は、見積金額にはリース料を含めた金額を記載すること。なお、先行稼働する予算編成支援システムについては、令和5年10月から令和6年3月までの間、上記「①システム導入構築に係る業務」に関わる準備行為の一環と捉え、支払費用は生じないものとする。

3 参加資格

次の要件を全て満たすことを参加資格要件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本市に対する入札参加資格を有していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 国又は地方自治体若しくは本市から資格停止措置等を受けていないこと。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 仕様書に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができる地域に本店又

は営業所等があること。(機能要件については別途評価する。)

- (8) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの過去5年間に、他自治体において、財務会計システムを導入した実績を有すること。

4 参加条件

- (1) 経営不振の状態にないと認められること。
(2) 提案金額については提案上限額を超えないこと。
(3) システム調達業者として選定された場合は、当該契約満了時においてシステム内に蓄積されたデータを、中間標準レイアウト形式で抽出し、無償で引き渡すこと。

5 スケジュール

令和5年10月1日の予算編成支援システム稼働日及び令和6年4月1日の本稼働日にそれぞれ間に合うようシステム調達を完了させること。

項目	日程
① 公示及びプロポーザル必要書類等の配布 (HP 掲載)	令和4年12月1日から 令和4年12月7日 日まで
② 質問事項受付期限	令和4年12月9日
③ 質問事項等回答日	令和4年12月14日
④ 選考関係書類 (一次審査) の提出期限	令和4年12月23日
⑤ 審査結果の通知	令和5年1月6日
⑥ 企画提案書 (二次審査) の提出期限	令和5年1月19日
⑦ プレゼンテーション及びヒアリング (二次審査)	令和5年1月26日
⑧ 詳細要件確認・合意	令和5年2月上旬
⑨ 最終選考結果通知	令和5年2月中旬
⑩ 契約締結	令和5年3月下旬
⑪ システム構築、システムデータ移行、職員操作研修	契約締結日の翌日から 令和6年3月31日 まで
⑫ 予算編成支援システム稼働	令和5年10月1日
⑬ システム本稼働	令和6年4月1日

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため延期する場合があります。

6 応募手続き

各様式については、本市ホームページから取得すること。

- (1) 質問書の受付及び回答

委託内容等について質問がある場合は、次のとおり受付及び回答を行う。

なお、質問の受付は当該期間におけるメールでの質問のみとし、メール以外での質問については一切回答しない。

質問書の提出は、1事業者につき1回までとする。

- ① 受付期間

令和4年12月1日 (木) から12月9日 (金) 午後5時必着

- ② 提出書類

ア 質問書 (様式第6号)

- ③ 受付方法

②の提出書類を会計課あてに電子メールで提出すること。

メールの表題は、「公募型プロポーザルに関する質問書 (事業者名)」とすること。

なお、受信確認のため、送信した直後に会計課あてに必ず架電すること。

メールアドレス：kaikei@city.shijonawate.lg.jp

受信確認電話：072-877-2121/ 0743-71-0330（内線：760）

④回答日

令和4年12月14日（水）

⑤回答方法

提出された質問と回答を全て取りまとめの上、参加事業者へ通知する。

(2) 一次審査

公募型プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

①提出期限

令和4年12月23日（金） 午後5時必着

②提出書類

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 業務実績調書（様式第2号-1または様式第2号-2）

ウ 機能要件回答書（様式第3号）

エ 見積書（様式第4号）

③提出方法

②の提出書類を会計課あてに以下の両方を提出期限までに提出すること。

形式	部数	提出方法	
紙媒体	1部	郵送 又は持参	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 会計課 宛
PDF	1部	メール	kaikei@city.shijonawate.lg.jp

④結果通知

参加申込をした事業者へ一次審査の結果通知書を送付する。

送付予定時期：令和5年1月6日（金）

※一次審査通過事業者には、二次審査の参加依頼書を併せて送付する。

(3) 二次審査

二次審査に参加する事業者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

①提出期限

令和5年1月19日（木） 午後5時必着

②提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

（様式について）

企画提案書は任意様式とし、日本工業規格A4ヨコ型（一部A3版資料の折込使用可）のサイズで作成すること。なお、企画提案書の枚数に制限は設けない。

（記載内容について）

企画提案書は、別紙「四條畷市財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務に係るプロポーザル審査基準」に記載している評価項目・評価内容に基づく提案を、評価項目の順に記載すること。

③提出方法

②の提出書類を会計課あてに以下の両方を提出期限までに提出すること。

形式	部数	提出方法	
紙媒体	11部	郵送 又は持参	〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 会計課 宛
PDF	1部	メール	kaikei@city.shijonawate.lg.jp

④その他

ア 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

7 審査及び受託候補事業者の選定方法

参加資格要件を満たす事業者について、次のとおり評価・採点し、審査の合計得点を見積価格で除した点数が最も高い事業者を受託候補事業者とする。但し、最高得点と同点だった場合は、見積価格のより低い事業者を受託候補事業者とする。

なお、受託候補事業者と本市の間で「5 スケジュール」に記載した詳細要件の確認を行うが、本市が示した仕様を全て満たしていると認められた場合にのみ、契約締結をするものであり、認められない場合は次点者との交渉に移行する。

また、参加事業者が1事業者の場合も評価・採点を行い、事業者の選定を行う。

(1) 一次審査 (650点)

①審査者

財務会計システム業者選定検討委員会 (以下、「委員会」という。) 事務局

②審査内容

書類審査及び価格評価 (四條畷市財務会計システム更改・運用保守賃貸借業務に係るプロポーザル審査基準 (以下、「審査基準」という。) に基づく)

ア 業務実績調書記載事項に係る評価

イ 機能要件回答書記載事項に係る評価

ウ 価格評価

(2) 二次審査 (650点)

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行い、委員からのヒアリングを受けるものとする。

①審査者

委員会委員

②審査内容

プレゼンテーション及びヒアリング (審査基準に基づく)

③実施方法

プレゼンテーションは自由形式とするが、評価項目中の「財務会計システム」のプレゼンテーションに際しては、システム画面を表示し、実演を交えて説明すること。

また、出席者は3名までとし、電子機器については事業者において用意すること。(スクリーンは除く)

なお、プレゼンテーションに関しては、四條畷市役所内での実施を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンライン実施 (Zoomを利用) となる場合は、別途通知する。

④実施時間

デモンストレーション・プレゼンテーション時間 (準備含む) 35分以内

ヒアリング等 10分以内

(3) 辞退

プロポーザルの参加事業者は、辞退届 (様式第7号) の提出により、プロポーザルへの参加を辞退することができる。

(4) 選定結果等の公表方法

参加事業者数及び選定した事業者名を参加事業者へ通知する。

8 契約

(1) 契約保証金

本市財務規則に基づく。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類の提出があった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積額が予算限度額を超えている場合。
- (4) 本市の指定する方法及び形式に適合しない書類を提出した場合。
- (5) 選考期間中から契約締結までに、四條畷市建設工事入札参加に係る指名停止要綱に基づく指名停止処分を受けた場合。
- (6) 価格評価を除く評価点が合計6割に満たなかった場合。
- (7) 業者選定が終了し、受託候補者が決定した後についても、提出書類に虚偽の記載が発覚した場合は当該事業者を失格とし、次点候補者との交渉に移行する。
- (8) 前項(1)から(7)に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合。

10 その他

- (1) 提出する書類の作成及び提出に係る費用は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は行わない。
- (3) 提出後の書類の修正・差替え・追加等は認めない。
- (4) プロポーザルに係る文書の開示請求があった場合は、四條畷市情報公開条例に基づき書類を開示する。

11 問合せ先

四條畷市 会計課

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

TEL : 072-877-2121

メールアドレス kaikei@city.shijonawate.lg.jp